

仮処分申立書（骨子案）

2016年11月11日作成

債権者代理人 未定

- 債権者
1. 外環道路沿道地域に居住するもの
 2. 外環道路沿道の教育施設関係者
管理責任者、教員、学童および保護者、その他
 3. 外環道路沿道の商店、事務所等に勤務するもの
 4. その他の理由で、外環道路の騒音被害を受ける可能性がある者

債務者 国 国土交通大臣
東日本高速道路株式会社 代表取締役社長

仮処分により保全すべき権利 人格権の妨害に対する予防請求権

申立の趣旨

1. 現状の騒音対策のままでの外環道路（千葉県区間）の供用開始の差し止め。

債務者は債権者の受忍限度を超える騒音を発生させる現状の不十分な環境対策のまま、千葉県区間の外環道路の供用を開始してはならない。

2. 騒音環境基準における幹線道路近接空間での特例値を保全目標とすることの禁止。

当該道路の騒音対策における保全目標は、現行の環境基準における幹線道路近接空間での特例値ではなく、都市計画変更時（1996年・平成8年）に実施した環境影響評価の中で達成できるとした騒音レベル（中央値で昼間60デシベル、朝夕55デシベル、夜間50デシベル）、あるいはこれと同等以下の等価騒音レベルとすべきである。

3. 債務者は上記「2」の保全目標を達成でき、かつ都市景観を壊さないよう配慮した、騒音対策を債権者に示し、平成12年に千葉県公害審査会の調停案にある協議会を通じて合意を得たのち、環境影響評価に準じた手続きにより、公正な第三者期間（例えば千葉県環境影響審査委員会）の審査を受け実施する。

4. 債務者は上記「3」の審査が終了するまで当該道路の工事を中断する。

5. 申し立て費用は債務者の負担とする。

申立の理由

1. 千葉県区間の外環道路に関し、債務者らは平成 25 年（2013 年）3 月に最新の環境影響予測結果を公表している。それによると昼間の騒音レベルは矢切交差部、菅野蓋掛部、国道 14 号交差部、京葉 JCT、高谷 JCT など 67～68 デシベル（等価騒音レベル）で司法が住民の受忍限度としている 65 デシベルを超えている。また夜間の騒音レベルは上記に加え矢切蓋かけ部、小塚山蓋かけ区間、市川南 IC において 55 デシベルを超えており、一般木造家屋遮音効果が 15 デシベル程度であることを考慮すると、室内で 40 dB 以下という司法の示した受忍限度を超えると判断すべき値である（小塚山蓋掛け区間の予測においては隣接してできる北千葉 JCT の影響が考慮されておらず、これを考慮すれば、より高い値となると考えられる）。債務者らは外環道路の供用開始を平成 29 年度末としており、このままでは債権者らが受忍限度を超える騒音により平穏な生活が脅かされ、既に国道 43 号線訴訟や国道 2 号線訴訟で騒音との因果関係が証明されている健康影響を被る蓋然性が極めて高いと判断される。このような状況は債権者にとって差し迫った人格権への妨害であり、これを防止するために現状での道路の供用を禁止するよう求めるものである。

2. 債務者らが上記 1 のような騒音レベルを予測しながら「これで環境保全は図られる」としているのは、現行の騒音環境基準が幹線道路近傍に対し特例として昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベルという高い騒音レベルを容認しているためである。しかしこうした幹線道路近傍地域の特例として設けられた特例措置は「幹線道路近辺の住民は窓を閉めて生活する」という一方的な押し付けを前提に設けられたものであり、国道 2 号線裁判において広島高裁は「こうした生活を住民に強いることには正当性がない」と明確に言い切っている。

千葉県内における外環道路計画は市川市、松戸市の住宅地域を縦断するものであり、北国分地区など一部は風致地区でさえある。住民は「道路ができることの利便性より、静かな環境を守りたい」という立場から、長くこの道路計画に反対してきた。事業者である債務者は平成 8 年（1996 年）の都市計画変更の際に行われた環境影響評価で当時の環境基準「昼間 60 デシベル、朝夕 55 デシベル、夜間 50 デシベル」を達成できるとの準備書を千葉県環境影響審査会に提出し、審査会は「この保全目標を長期に安定的に達成するよう道路構造面を含め対応するように」との意見を付し、千葉県都市計画地方審議会はこれらの達成を条件に「環境は守られる」として当該計画を都市決定した。

債務者らはこうした環境影響評価を根拠として「環境問題はクリアーされている」として収用事業認定を受け、地権者に立ち退きを強要した。

このような経過を考えると、債務者らが審査会の審査を受けずに勝手に保全目標を緩和し、環境影響評価時点の値を大きく超える騒音レベルをもって環境保全は図られると主張するのは不当であり、環境影響評価という制度そのものをも、ないがしろにするものである。したがって債務者ら少なくとも環境影響評価時点の保全目標を達成する義務があることは明確である。